

小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症

感染拡大予防ガイドラインに係る対応マニュアル

(1) 店舗における感染予防対策

①身体的距離の確保

次のことを、ホームページ・館内放送・館内掲示等にて周知させていただきます。

- ・店内での滞在に際し、対人距離の確保（1m以上 マスク着用前提）をお願いいたします。
- ・レジ前等で列に並ぶ際には、床につけた目印に沿ってお並びください。
- ・エレベーターの利用が混雑しないよう、高齢のお客様、お子様連れのお客様に対する優先的な利用をお願いいたします。エレベーター内では床につけた目印にお立ちください。（5名様まで）
- ・エスカレーターの利用において、前のお客様とは3段空けてご利用いただき 1m以上の距離をおとりください。

②清掃・消毒

- ・消毒設備を入口5カ所その他、各階のトイレ出入口、各店舗に設置いたします。
入館時やお買い物の前後には備え付けの高濃度エタノール消毒スプレーにて手指の消毒をお願いいたします。（館内表示）
- ・買物カートのハンドル部分、扉の取っ手、エスカレーターのボタンなど、お客様や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は従業員が1時間に1回消毒を実施いたします。
- ・トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すようお願いいたします。（各トイレに表示）
不特定多数が接触する場所は高濃度エタノール消毒を実施するとともに、ハンドドライヤーと共通のタオルは使用を禁止させていただきます。
- ・ゴミの廃棄については、ビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗います。
- ・休憩スペースやフードコートのテーブル・イスなど不特定多数が共用する物は定期的に消毒を実施いたします。

③接触感染・飛沫感染の防止

- ・透明ビニールシートやアクリル板等の設置などによりレジ前での飛沫感染防止策を行います。
- ・レジにおいてコイントレーでの現金の受渡をお願いいたします。
- ・従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防策をとります。
- ・特に一般医薬品や化粧品のカウンセリング時には、顧客との真正面での立ち位置を避け、極力短時間での接客とさせていただきます。

④換気の徹底

- ・館内は、換気設備による換気を行います。5カ所の出入口ドアと6階屋上への出入り口ドアを開放することにより、更なる室内の換気向上に努めますのでご理解ください。
- ・館内は全て喫煙禁止です。

⑤商品陳列等

- ・食料品の試食販売は当面中止いたします。

⑥店舗内混雑の緩和

- ・当面の間、混雑につながるようなタイムセールスは中止いたします。
- ・短時間でのご利用にご協力いただく館内表示を行うと共に、館内の混雑度に応じて、滞在時間の短縮をお願いする館内放送をいたします。

建物面積において一人あたりの専有面積を3㎡確保するため、館内同時滞在者数が3,000人を上回った場合は、滞在時間の短縮をお願いする館内放送をいたします。

※館内滞在者数は、「集客分析システム」（入館者・滞留人員・滞留時間）にて確認

⑦店舗内施設の利用等

店舗内施設の利用等の際して、「三つの密」を避けるための以下のような取組を行います。

- ・休憩スペースやフードコート等については、テーブルや椅子の間隔（1m以上）を確保いたします。
- ・近距離で対面しての食事や長時間の会話をしないようお願いいたします。（各テーブル等に表示）

⑧店舗入店時のお客様へのお願い

- ・発熱（37度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛み等）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、入館をお断りさせていただきます。但し、樂天堂整形外科を受診する方を除く。
- ・入店時はマスクの着用と店舗入り口備え付けの高濃度エタノールアルコール消毒スプレーにて手指の消毒をお願いいたします。

（ホームページ、館内放送、館内掲示等にて周知させていただきます。）

（2）従業員の感染予防・健康管理

- ・出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録いたします。
- ・発熱（37度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛み等）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、所属長に連絡し自宅待機といたします。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている国・地域や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある場合には、所属長に報告いたします。
- ・出勤時、トイレ使用后、売場・厨房等への入場時等における手洗い、手指の消毒を徹底いたします。
- ・勤務中、従業員はマスクを着用致します。
- ・業務用エレベーター内では密接を避けるため定員を5名とします。（床に目印設置）

- ・店舗・施設への出入り事業者に対しても、感染予防・健康管理に関する次の取組を行います。
発熱（37度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛み等）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入館を断り、入店時はマスクの着用と業務用入り口備え付けの高濃度エタノール消毒スプレーにより手指の消毒を徹底させます。

(3) その他

ガイドライン及びマニュアルに基づいてチェックリストを作成し、当該チェックリストによる毎日の確認を行い、一週間分を県に報告致します。

以 上